

平成二十五年法律第二十九号
地方公共団体情報システム機構法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 代表者会議（第八条—第十一条）	第三章 役員及び職員（第十一条—第二十一条）
第四章 業務（第二十二条—第二十七条）	第五章 財務及び会計（第二十八条—第三十四条）	第六章 雑則（第三十五条—第三十七条）
第七章 罰則（第三十八条—第四十条）	附則 第一章 総則	（目的）
（数）	（定款）	

第一条 地方公共団体情報システム機構は、国及び地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム、機関の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対しても情報通信システムに関する支援を行い、もつて情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。（法人格及び住所）	第二条 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、法人とする。	第三条 機構は、一を限り、設立されるものとす（数）。	第四条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により地方公共団体から出資されたものとされる金額とする。	第五条 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。	第六条 機構は、一を限り、設立されるものとす（数）。
（資金）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）

第七条 機構は、その名称中に地方公共団体情報システム機構という文字を用いてはならない。（名称）	第八条 機構に、機構の財務及び業務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。	第九条 機構は、役員で定めるところにより、登記をしなければならない。（登記）	第十条 機構は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。（登記）	第十一条 機構は、監査の結果に基づき、必要があると認めることは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。（監査）	第十二条 理事長は、機構の業務を監査する。（監査）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）
（数）	（代表者会議の設置及び組織）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）	（代表者会議）

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものを行う。次項において同じ。)をもつて作成することができる。

5 第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として総務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

6 機構は、前三項に規定するもののほか、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し参考となるべき事項の開示に努めなければならない。(会計規程)

7 第三十二条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(総務省令への委任)

第三十三条 機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担する。

(報告及び立入検査)

第三十五条 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを見示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

(違法行為等の是正)

第36条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第37条 機構の解散については、別に法律で定める。

第七章 好則

第38条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第十三条第三項、第十六条第五項、第二十一条第一項、第二十九条第二項又は第三十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十三条第三項又は第二十九条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第六章 雜則

第34条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第35条 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれら

の書類を提出したとき。

七 第三十一条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八 第三十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)
附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の施行

一 附則第六条、第八条及び第十二条から第十一条までの規定 平成二十六年四月一日から施行する。

三 第二十六条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行日

四 第二条 (設立委員) 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織は、平成二十六年二月二十日までに、それぞれ一人の機構の設立委員を選任しなければならない。

五 第三条 (設立の認可等) 設立委員は、平成二十六年三月十五日までに、第五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

六 第四条 (設立委員) 総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

七 第五条 (設立の認可等) 機構は、前項の規定による告示があつたときは、平成二十六年四月一日に成立する。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

八 第六条 (設立の登記) 設立委員は、機構の規定による告白があつたときは、設立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

九 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 機構が成立した時において、平成二年二月十九日に設立された財團法人自治体衛星通信

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際に地方公共団体情報システム機構という名称を使用している者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 昭和四十五年五月一日に設立された財團法人地方自治情報センター(以下「地方自治情報センター」という。)は、平成二十六年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

第六条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日の前日までの間は、機構

三 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 機構が地方自治情報センターの解散の日の前日において住民基本台帳法第三十三条の十三第三項及び第三十条の十四第三項に規定する届出があつたものとみなして、同法第三十条の十三第三項及び第三十条の十四第三項の規定をそれぞれ適用する。

四 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 第一項の規定により地方自治情報センターの解散の日の前日において住民基本台帳法第三十三条の十三第三項及び第三十条の十四第三項に規定する届出があつたものとみなして、同法第三十条の十三第三項及び第三十条の十四第三項の規定をそれぞれ適用する。

五 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時において機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成

立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

六 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならぬ。

七 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 機構の行う設立の登記は、平成二十六年四月一日から二週間に以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

八 第七条 (財團法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継) 機構が成立した時において、平成二年二月十九日に設立された財團法人自治体衛星通信

第四項の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十一条の改正規定（同条第三項を削る部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十三条の八から第三十条の十まで、第三十二条、第三十三条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の二を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十）の下に「、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（「第三十条の十一」の下に「、第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（「第三十条の十二」の下に「、第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（「第三十条の十五」の下に「、第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（「第三十条の十六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の一、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の三の改正規定並びに同法第七十一条の二第七項及び第十四条第二項の改正規定（番号三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第七項及び第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十七条の規定公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日

第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日

第七十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条 この法律の施行の際現に第五十七条の規定による改正前の地方公共団体情報システム機構法（以下この条において「旧機構法」といいう。）第八条第二項第二号に掲げる委員である者は、施行日に、第五十七条の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法（次項において「新機構法」という。）第八条第二項第三号に掲げる委員として選定されたもののみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかるわらず、施行日における旧機構法第八条第二項第二号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

この法律の施行の際現に旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事である者は、それぞれ、施行日に、新機構法第十三条第一項の規定により理事長又は監事として任命されたものとみなされる者の任期は、新機構法第十四条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第十三条第一項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。（罰則に関する経過措置）